

## 母子父子寡婦福祉資金貸付金貸付一覧表

～詳しくは、お住いの区の子育て支援課までご相談ください～

資金種類	対象(※1)	内容	貸付限度額 (限度額まで貸し付けできるとは限りません)	利子
事業開始資金	母・父 寡婦	事業を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金	2,850,000円	年1.0% (※2)
事業継続資金	母・父 寡婦	現在営んでいる事業を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金	1,430,000円	年1.0% (※2)
修学資金	児童 子	高等学校、高等専門学校、専修学校、短期大学、大学又は大学院に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要な資金	月額27,000円～183,000円 ●学校種別・学年別で限度額が異なります。	無し
技能習得資金	母・父 寡婦	自ら事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金(5年を超えない期間)(特別貸付は、必要となる額が貸付限度額の月額を超える場合)	【一般】月額68,000円 【特別】一括816,000円 (12月相当) 運転免許460,000円	年1.0% (※2)
修業資金	児童 子	事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金(5年を超えない期間)	月額68,000円 運転免許460,000円	無し
就職支度資金	母・父 児童 寡婦	ア 就職するために直接必要な被服、履物等を購入する資金 イ 通勤用自動車等を購入する資金	ア 100,000円 イ 330,000円	年1.0% (※2)(児童に関するものについては0%)
医療介護資金	母・父 児童(介護の場合は、児童を除く) 寡婦	医療又は介護(当該医療又は介護を受けている期間が1年以内の場合に限る) (【医療】特別貸付は生活が困窮する場合)	【医療】340,000円 (特別)480,000円 【介護】500,000円	年1.0% (※2)
生活資金	ア 母・父 寡婦 イ 母・父 ウ 母・父 寡婦	ア 技能習得期間、医療又は介護を受けている間の生活を維持するために必要な資金 イ 母子家庭又は父子家庭になって7年未満の者の生活の安定を図るための資金 ウ 失業期間(離職した日の翌日から1年以内)の生活の安定及び再就職活動に充てるための資金	月額103,000円 (技能習得中は141,000円) ただし、生計中心者でない場合 月額69,000円 イの期間中の養育費の取得のための裁判費用 1,236,000円	年1.0% (※2)
住宅資金	母・父 寡婦	住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するのに必要な資金(特別貸付は、災害等による全壊した場合及び老朽等による増改築の場合)	1,500,000円 (特別)2,000,000円	年1.0% (※2)
転宅資金	母・父 寡婦	住宅を移転するため住宅の賃貸に際し必要な資金	260,000円	年1.0% (※2)
就学支度資金	児童 子	就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金	40,600円～590,000円 ●学校等の種別で限度額が異なります。	無し
結婚資金	母・父 寡婦	母子家庭の母若しくは父子家庭の父が扶養する児童又は寡婦が扶養する子の婚姻に際し必要な資金	300,000円	年1.0% (※2)

※1 児童:20歳未満の子(修学資金、修業資金、就職支度資金及び就学支度資金については、父母のない児童を含む。)  
 子:扶養されている20歳以上の子。寡婦:かつて母子家庭の母で児童の扶養をしていた者等

※2 連帯保証人を立てた場合は、0%